

提 供 日 2026/09/28
タイトル 財産管理課の公文書開示請求への対応に伴う
職員への給料の支給等に関する住民監査請求
の監査結果
担 当 監査委員事務局監査課監査班
連 絡 先 TEL 054-221-2927



(要旨)

令和8年7月27日に受け付けた「財産管理課の公文書開示請求への対応に伴う職員への給料の支給等」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、棄却することを決定し、9月25日に請求人に通知した。

(概要)

1 件名

財産管理課の公文書開示請求への対応に伴う職員への給料の支給等に関する住民監査請求

2 請求人

駿東郡長泉町東野 515-138 芹沢 博親（せりざわ ひろちか）

3 監査対象機関

静岡県財務部財産管理課

4 請求の要旨

①誰が。（県の執行機関又は職員）

静岡県財務部財産管理課（私の鑑定評価書の開示請求に対して作業を始めた部署）

②いつどのような財務会計行為を行ったか。

B*氏は不動産鑑定評価書の開示請求を多数の部署で乱発しています。

不動産鑑定評価書の開示請求はほぼ100%がB氏によるものだというのが周知の事実です。ですので私の松崎町の保健所の鑑定評価書の開示請求もB氏によるもので間違いのないと思います。

B氏の不動産鑑定評価書の開示請求は多数の部署で乱発されています。

これは権利の濫用であり違法です。

B氏の不動産鑑定評価書の開示請求の詳細は私が多数の情報開示請求をすれば明らかになりますが、担当部署に煩雑な作業をお願いすることになるのでしません。

B氏による不動産鑑定評価書の開示請求乱発の実態は文書課等に問い合わせいただければ分かることだと思います。

◎権利の濫用とは「形式上、正当な権利行使の外形を備えるが、その目的や態様、結果等からみて社会的相当性を欠き権利本来の目的内容を逸脱するため実質的には正当な権利行使

* 個人情報等に係る原文の記載について、Bで置き換えてあります。

と認められないと判断される行為」です。民法1条3項は「権利の濫用は、これを許さない。」と規定しています。

◎B氏（不動産鑑定士） 住所（略）

B氏による不動産鑑定評価書の開示請求の乱発（権利の濫用）の内、その一部である財産管理課に対する私の松崎町の不動産鑑定評価書の開示請求により財産管理課が不当に労務の提供、対応（鑑定評価書の開示の可否、開示の範囲の検討、開示に向けたスケジュール表の作成、調整等）をせまられた。

これにより少なくとも1万円の損失が生じている。

③その行為はどのような理由で違法又は不当なのか。

情報開示請求は性善説に立って良識をもって行使されることが想定されている。

しかし、B氏の鑑定評価書の開示請求は異常なほどに乱発されており、鑑定評価書の開示請求のほぼ100%はB氏によるものである。

このような悪意の鑑定評価書の開示請求は想定を超えるものであり権利の濫用で違法である。それに対する労務の提供も違法である。

④その行為によりどのような損害が県に生じているか。

財産管理課が不当に労務の提供、対応をせまられたことによりすでに1万円の損害が生じている。

⑤どのような措置を請求するのか。

静岡県がB氏に上記損害の賠償を請求すること。

また、県の財産管理課はB氏の私の松崎町の鑑定評価書の開示請求を拒否すること（損害発生予防措置）

更に、悪意の情報開示請求を牽制するために開示請求の目的を聞くこと。

5 監査結果

県には「違法又は不当な公金の支出」及び「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

監査結果のポイント

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

(1) 財産管理課職員の労務の提供が違法又は不当であるということとはできない。

静岡県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第4条第1項において、公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならないものとされており、静岡県情報公開条例解釈及び運用の基準（以下「基準」という。）において、開示請求が明らかに権利の濫用と判断された場合は、当該開示請求を拒否するものとされている。

また、基準において、権利の濫用と判断される開示請求として、「利用者が、特定の部局の保有する全ての公文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ないあるいはその費用を支払わないなど、情報公開条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くもの」、「過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められるもの」が挙げられている。

本件においてこれをみると、B氏が令和8年7月15日に行った本件開示請求は、特定の部局の保有する全ての公文書の開示請求をするものなどではなく、「情報公開条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くもの」とまではいえない。

また、B氏は過去に開示請求によって得た不動産鑑定評価書等を使用して住民監査請求を行った事実が認められるものの、そのことのみをもって、本件開示請求が、「過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められるもの」とまではいえない。

したがって、本件開示請求が明らかに権利の濫用であるとまでは判断することはできないため、財産管理課職員は、情報公開条例に基づき本件開示請求に対応する義務があったことから、本件開示請求に対する財産管理課職員の労務の提供が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 県に少なくとも1万円の損失が生じているということとはできない。

上記(1)のとおり、令和8年7月15日にB氏が行った本件開示請求が明らかに権利の濫用であるとまでは判断することはできないため、財産管理課職員は、情報公開条例に基づき開示請求に対応する義務があったことから、当該開示請求によって財産管理課職員が不当に労務の提供を迫られたということとはできない。

したがって、県に少なくとも1万円の損失が生じているということとはできない。

(3) 「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

職員の給与に関する条例第4条第7項において、任命権者は、給料表により、職員に給料を支給しなければならないこととされているため、任命権者には当該職員に対して同条例に

基づいて給料を支給する義務があったことから、給料を支給したものである。

また、(1)に記載したとおり、財産管理課職員の労務の提供が違法又は不当であるということとはできないため、当該職員の勤務の対価として同条例に基づいて給料を支給したことに何ら問題はない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

(4) 「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在しない。

(2)に記載したとおり、県に少なくとも1万円の損失が生じているということとはできないため、B氏の県に対する不法行為の成立を認定することはできず、県がB氏に対して損害賠償請求権を行使しないことが違法又は不当であるということとはできない。

したがって、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」は存在しない。

2 結論

以上のことから、請求人の主張に理由があると認めることはできない。